

平成 28 年
第 12 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 12 月 27 日（火） 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市川辺町文化会館

3. 出席委員（ 人）

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員（ 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 80 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について
- 日程第 6 議案第 81 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 82 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問
決定について

- 日程第 8 議案第 83 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 85 号 非農地証明願いについて
- その他 11
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦
 農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
 知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
 川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
 「一同 礼」
 ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。ただいまの出席人員は 35 名で、会議の定足数に達しております。
 これより平成 28 年第 12 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 112 ページをご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により27番 宮原 耕一 委員、28番 深町 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に關しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。今回、農地法第18条第6項による通知事案は3件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか2件の申し入れです。解約の主導は、3番は貸人主導、ほかは借人主導によるもので、理由は、1番は法人廃業によるもの、2番は耕作者変更、3番は本人耕作のためとなっております。地目の内訳は、田が1筆999㎡、畑が2筆4,564㎡で、穎娃地域2件、川辺地域1件であります。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、18件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか17件の申し入れです。解約の主導は、6番と12番は借り人主導、他は貸し人主導で、解約の理由は、2番から4番と18番は所有権移転、7番と9番は本人耕作のため、17番は賃貸人の変更によるもの、ほかは耕作者変更のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が13筆11,106㎡、畑が15筆22,787㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃地域1件、知覧地域10件、川辺地域7件となっております。上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。
資料は、11頁～になります。今回新規認定されたのは5件です。
先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で肉用牛の肥育を行ってききましたが、堆肥の管理に困っていらしたので、野菜農業経営に算入し堆肥を利用し甘藷とキャベツを生産し肉用牛の頭数管理を改善し経営の安定化と省力化を図りたい考えです。
経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用で農業機械の導入を希望しています。
次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で露地野菜の経営を行ってききましたが、今後更なる経営の規模拡大に伴い機械の導入、農地の連担化、優良品種への転換を図り経営の安定化と省力化を図りたい考えです。
経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し農業機械の更新を希望しています。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で露地野菜の経営を行ってきましたが、今後更なる経営の規模拡大に伴い機械の導入、農地の連担化、優良品種への転換を図り経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し農業機械の更新を希望しています。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域でお茶と露地野菜の経営を行ってきましたが、今後専業農家として積極的に規模拡大と優良品種の導入を図り、経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと農地中間管理事業の活用による農地集積や、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用を希望しています。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に、〇〇地域で生花の経営を行っていましたが数年後には息子に経営移譲を検討しているので今後も規模拡大等を図り安定的な所得増を図りたい考えです。現状市場の注文出荷では休日の取得が困難であるため特需期の作業は雇用を増やすことにより対応しゆとりある生活を実現したいと考えています。

経営改善目標を達成するために、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し作業用大型機械の更新などを希望しています。

尚、再認定及び内容変更については、お目通してください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります、まず日程第5 議案第80号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

議 長 まず、穎娃地区の調査員の報告をお願いします。

有村委員

それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告をいたします。1番から3番についてであります。いずれも農用地域への編入であります。

1番の申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の、畑で1,342㎡です。

2番の申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の、畑で144㎡です。

3番の申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の、畑で459㎡です。

1番の申請人は、主にニンジン、青果用甘しょの生産を行っていますが、農地の集団化及び有効利用を図るために、また2番3番の申請地は、畑地帯総合整備事業が実施されておりますが、設置されている給水栓の更新事業を行うため、農用地域への編入をするものです。3件は穎娃庁舎から〇〇に〇〇ほどの〇〇にあります。詳細は、議案資料の18ページから22ページの地図をご覧ください。いずれの申請地も、農用地域の外周部にあり、今回、農用地域内への編入については特に問題はないと判断しました。

以上です。

議 長

次に、知覧地区の調査員の報告をお願いします。

田中委員

12月16日、東垂水委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査を実施しましたので、報告いたします。

番号4番です。申請人は、南さつま市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか1筆、畑の合計9,090㎡です。変更理由は、隣接する肥育牛舎のため畜産クラスター事業を活用して堆肥舎を建設するもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の西側に位置します。詳細は、議案資料の23～25ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、肥育牛舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。が、施設が堆肥舎であり尚且つ、9900㎡の用途区分のうち4800㎡の堆肥舎であります。約5000㎡の建物で有ります。周辺への影響は無いとは言いましたが、集落説明会等での、

周辺の方々の同意が必要かと思いますので、条件を付しての意見書にして貰えればと思います。以上で現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、川辺地区の調査員の報告をお願いします、

下永田委員 去る12月16日、栢木委員と事務局とで関係者立ち会いのもと、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号5番と6番は隣接地であるためまとめて報告いたします。5番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、6番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、5番が川辺町〇〇ほか3筆の田で、302.75㎡、6番が5番の南側に隣接する〇〇の田で252㎡です。川辺庁舎から〇〇に直線で約〇〇の〇〇にありますが、詳細は26～31ページの地図をご覧ください。申請理由は5番が、自宅の隣接地を買い受け、物置の建設や駐車場などとして利用するため、6番が一般住宅を建築するためであり、いずれも、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、他の農地には耕作道路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、どちらも適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断するところです。なお、同時に農地法第5条許可申請も出されておりますので、後ほど審議していただくことになっております。

次に、7番の申請人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑で、申請面積は2,028㎡の一部464㎡です。川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇付近にありますが、詳細は32～35ページの地図をご覧ください。申請人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、申請地北側に発電施設を建設予定ですが、防災上必要な沈砂池を申請地部分に設置するため農用地利用計画変更申請をするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、農用地区域の外周部に位置しており、他の農地には耕作道路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はありません。また、沈砂池から南側の市道側溝までの排水路は、申請者において整備する計画であり、既存の用排水路等に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、土地の名義変更が困難であったり、九州電力からの回答が厳しかったり、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外

については、やむを得ないものと判断しました。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは1番から3番の補足説明をいたします。
農業振興地域の変更内容については、現地調査員の説明のありましたとおり、それぞれの申請地は農用地区域の外周部に隣接しており、今回の編入については特に問題はないと思われます。以上です。

知覧分室 農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地についての検討ですが、肥育牛舎に隣接している申請地に堆肥舎を建設するのが最も適しているとのこと。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は溜柵を設け放流し、汚水処理はのこくずに吸着させ処理いたします。また、土地改良事業等については、南薩土地改良区から「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出されております。また、JA・土地改良区からも周辺住民・耕作者からの同意を経てからしてくださいとの意見書が付いているようです。そのなかで、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」は、やむを得ないものと判断される場所です。
以上で、補足説明を終わります。

川辺分室 それでは5番から7番の補足説明を申し上げます。
農用地区域からの除外条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響については、現地調査委員から報告があったとおりです。土地改良事業については、5番と6番が県営ほ場整備事業を実施しておりますが、工事完了公告は昭和62年度であり、既に8年以上経過しており問題ありません。また、川辺町土地改良区から除外については「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出されております。7番は事業の実施はありません。これらのことから、川辺地区の3件については、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断される場所です。以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から補足説明のありました案件について、審議を願いますが、4番については後程審議しますので、1番～3番と5番～7番について審議を願います。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第80号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、1番～3番と5番～7番について申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第80号の内1番～3番と5番～7番については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 引き続き議案第80号 農業振興地域整備変更計画書（案）の内4番について審議を願いますが、委員の方からも又事務局の説明にもありました通り地域の了解を得てという事の説明がなされましたが、これについては保留することにして次の委員会で審議することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第80号の内審議番号4番については保留という事で決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第81号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。資料は37ページからになります。

今回の申請は、所有権移転21件、使用貸借権設定1件であります。所有権移転について、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他20件の申請であります。申請の内訳は、田が22筆で13,516㎡、畑が40筆で41,187㎡となっています。理由は、5番と20番は新規営農、10番から12番は牧草地確保のため、13番16番19番は親族・知人からの受贈、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が150,000円から300,000円で、畑が87,000円から670,000円で売買される予定です。地域別では、颯娃4件、知覧14件、川辺3件でございます。

使用貸借権設定は、8ページをご覧ください。貸し人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請の内訳は、田・畑1筆ずつで7,237㎡。理由は、新規営農によるものとなっております。法第3条第2項各号の判断については、42ページから52ページの調査書のとおりでございます。併せまして所有権移転の5番・8番・14番・20番と、使用貸借権設定1件は、新規営農および耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第81号の、所有権移転及び使用貸借権設定に係る、案件については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第81号の、所有権移転及び使用貸借権設定に係る22件の案件については、すべて申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7議案第82号農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

穎娃地区調査員の報告をお願いします。

有村委員 それでは、農地法第4条について現地調査の報告をいたします。申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は121㎡です。申請人は、借家住まいで手狭なため、隣接する宅地を一体利用して住居を新築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は58ページ59ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は宅地及び水路であります。現状のまま利用しますが、隣接する農地はありませんので、特に問題はありません。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明いたします。57ページからになります。まず、立地条件について、〇〇から300m以内にあることから第3種農地の300m以内農地に該当します。一般基準の資力及び信用ですが、資金については金融機関からの融資と自己資金で賄うとのことで添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。転用行為の妨げになる者について、台帳を確認したところ該当する者はおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後の速やかな転用は確実と思われれます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特にありません。これらのことから、1番の申請については、やむを得ないと判断するところがあります。以上です。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第82号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとし

て申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第82号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。暫く休憩いたします

議長 再開いたします。次に、日程第8議案第83号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の穎娃地区分2件の報告をお願いします。

永山委員 それでは、農地法第5条所有権移転2件について現地調査の報告をいたします。1番について、譲受人は東京都の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は470㎡です。申請人は発電事業を行う法人で、隣接する山林11筆20,544㎡を一体利用して太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇と〇〇の間にあります。詳細は64ページから66ページの地図をご覧ください。申請地の北側・東側は一体利用する山林に、南側・西側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、約1mの高さで敷地外周を囲う畦畔工(ケイソウ)を行うことで土砂流出の防止と、地下浸透方式による敷地内での雨水処理を行います。日照通風等については施設が2m程度でありますので影響を及ぼす恐れはありません。次に2番です。譲受人は東京都の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇さんほか7人です。申請地は、穎娃町〇〇ほか13筆の畑で、申請面積は38,514㎡になります。申請人は発電事業を行う法人で、申請地に隣接する山林等199筆を一体利用して太陽光発電施設を設置しようとするもので、管理通路等を含む施設の全体面積は53,984㎡、調整池19,877㎡、などとなります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇から〇〇の〇〇の北側になりますが、詳細は67ページから69ページの地図をご覧ください。申請地の14筆はそれぞれ、一体利用する山林や、畑、山林、道路等に接しています。最高1mの盛り土、5mの切り土を行い、敷地周囲は土砂流出防止のため、土留め工事、よう壁の設置、法面保護、緩衝地を設けるなどの措置をおこないます。雨水は敷地内に排水路を設け、調整池に流入後、水路、河川に放流します。日照通風等については、施設高が低い

ので、特に問題はないと思われます。これらのことから、以上2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に、知覧地区分3件について報告をお願いします。

田中委員 審議番号3番です。譲受人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、田が413㎡、畑が1,200㎡で、合計1,613㎡です。申請地は、瓦礫の混ざった土壌で、鳥獣被害もあり耕作困難なため、申請地を譲り受けて山林として管理するものです。現地の場所は2ヶ所で、知覧庁舎から〇〇に〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の70・71ページの地図をご覧ください。申請地の1箇所目は、周囲を山林と水路に、2箇所目は、山林・畑・道路に接しています。現状のまま利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下とし、日照・通風等については2.5m程度の緩衝地を設けるので、特に問題はないと判断しました。

このことから、申請農地の山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

東垂水委員 審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか1名です。申請農地は、知覧町〇〇畑の368㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の72・73ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は道路に、南側は宅地に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、周囲によう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に、汚水・生活雑排水は下水道で処理します。日照通風等については、建築高を5.5m程度とするので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の982㎡のうち498㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の74・75ページの地図をご覧ください。申請地は、東側は道路に、ほかは畑に接

しています。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、建築高を4.5m程度とするので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします

議長 次に、川辺地区分4件について報告をお願いします。

杵木委員 それでは、川辺地区の4件についてご報告いたします。

まず、6番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか3筆の田で、302.75㎡です。川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は76～77ページの地図をご覧ください。譲受人は現在、申請地の北側に居住していますが、敷地が狭いため、申請地に物置・駐車場・通路・排水路を整備しようとするものであります。申請地の北側は雑種地を挟み居住する宅地に、東側は田と水路、道路に、他は田に接しています。現状のまま利用し、境界はブロック積みとするので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は北側水路に放流、日照・通風等については建築高を4m程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。

次に、審議番号7番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、6番と同じ川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田、252㎡で審議番号6番の南側に位置しますが、詳細は78～79ページの地図をご覧ください。譲受人は現在、実家に住んでいますが、子供も成長し手狭になってきたことから、住居を建築しようとするものであります。申請地の北側は同時に5条申請のあった田に、南側は水路、道路に、他は田に接しています。20cm程度の盛り土を行い、周囲はブロック積みとするので、土砂流出等の恐れはなく、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、雨水は溜鉢を設け北東側排水路に放流します。日照通風等については建築高を7.5mとするので、特に影響を及ぼす恐れはありません。

次に、審議番号8番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、682㎡で、辺庁舎から北東に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は80～81ページの地図をご覧ください。譲渡人は市外在住のため、今後、申請地の管理が困難になることから、申請地に隣接する宅地・山林等と併せて売却の要望があり、譲受人がこれを買って山林として管理しようとするものであります。申請

地の北側は譲受人の居住する宅地に、東側は畑に、南側は道路に、西側は道路と現況荒地の池に接しています。現状のまま利用するため、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等についても3m程度の緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはありません。

次に、審議番号9番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は岐阜県の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、712㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は82～83ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は山林で耕作条件が悪く生産性も低いことから、山林として管理しようとするものですが、既に、昭和40年2月頃、譲渡人により植林されており始末書が提出されています。申請地の周囲は山林、道路、山林化した畑であり、隣接する農地は無いことから、土砂流出、日照通風等による影響はありません。以上のとおり、川辺地区の4件については、調査の結果、いずれも転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、颯娃地域、2件について説明します。61ページからになります。1番の立地基準については、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、隣接する山林を一体利用することから、不許可の例外である「隣接地一体利用」に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、太陽光発電施設を設置するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われま。

2番の立地基準についてですが、申請地は数ヶ所に分かれております。うち1か所は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、隣接する山林を一体利用することから、不許可の例外である「隣接地一体利用」に該当すると判断されます。他は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、太陽光発電施設を設置するもので許可後は遅滞な

く供することが確実だと思われます。

以上2件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等について、1番は農用地利用計画変更の手続き中であります。2番は農用地利用計画変更、林地開発、里道・水路について、また鹿児島県土地利用対策要綱に基づく手続きについて、現在、関係機関と手続き中とのことだす。これらのことから、2件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところだす。以上だす。

知覧分室

先ず、審議番号3番について、立地基準だすが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用だすが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところだす。

次に、審議番号4番について、立地基準だすが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用だすが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところだす。

次に、審議番号5番について、立地基準だすが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び

信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金及び融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われれます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。

川辺分室

それでは川辺地区の案件について補足説明をいたします。審議番号6番と7番については、お互い隣接しているため、まとめて説明いたします。まず、立地基準ですが、申請農地は周囲に10ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、第1種農地と判断される場所ではありますが、50m以内に既存の住宅が3戸以上あることから、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金について、6番は全額を自己資金で、7番は全額を金融機関からの融資で賄うとのことで、それぞれ添付された関係書類で確認できました。また、どちらも過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。

次に審議番号8番です。立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、必要な資金は、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。

次に、63ページ、審議番号9番です。立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、申請地は贈与されるため新たな資金は必要なく、資力については問題ありません。ただし、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。以上、川辺地区の4件について、転用行為の妨げになる者がいるかどうか、台帳を確認したところ該当する者はおりませんでした。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について

は、9番については既に転用済みであり、その他についても許可後の速やかな転用は確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、6番と7番については、土地改良事業施行区域内であり、先ほどご審議いただいたとおり、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外申請中であります。この除外が認可された後に、川辺町土地改良区から転用についてはやむを得ない旨の意見書が出される見込みであります。他の2件については特に必要ありません。このことから、川辺地区の4件については、それぞれの申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎久委員 2番の案件ですが先ほど20,000㎡以上の面積については、県知事の認可だと。すると議案80号の案件の意見書と同じ趣旨の意見書になるのでしょうか、そうであれば、これも同じで保留になる案件ではないですか。

農地係長 この案件につきましては、おっしゃるように20000㎡以上ですので、許可が県知事の許可という事になります、で農業委員会としての意見書を付けて県の方に進達するという事で最終的に許可自体は県知事名で出るという事です。

最終的に県知事の許可になりますので、うちの農業委員会が許可を出すとかではなく、この案件について問題はないかとかの意見書を付けて県に送るという事です。

吉崎久委員 要するに問題はないかという部分に、問題があると考えたのですが、要するに面積的なもの、図面を見ると相当な急傾斜地で膨大な排水量ですよね、大規模な溜柵を作り、擁壁を作わけですが我々農業委員会はこれらを問題提起できないのでしょうか、溜柵を作り図面にある河川に流すのでしょうか、河川は大丈夫なのかその辺は如何なのでしょうか。

農地係長 排水等につきましては4ヶ所ほど調整地を設置する計画で鹿児島県、それに南九州市の河川関係課と協議をしております、県それに南九州市ともに

同意をするとといった意見書を添付しています。

吉崎久委員 解りました。意見だけ申し上げておきます。

議 長 他にご意見はありませんか

梶山委員 今ありました会社なのですが、東京に所在して名前は〇〇〇〇という名前を付けるというか、この頃できた会社なのですか。

農地係長 事業を実施する会社ですが合同会社〇〇〇〇となっておりまして会社の設立が平成27年5月になっています。

梶山委員 これの親会社か何かわかっていますか。

農地係長 おそらくですね、〇〇〇〇かと思います。

梶山委員 というのは、今できたばかりの会社の、今後何かあった時の信用性、又は親会社の信用性等各申請の時にも確認されているのでしょうか・・・

議 長 暫く休憩いたします。

議 長 再開いたします。この2号案件については特に面積も大きく今後に不安がある旨を付して意見書を出すという事で宜しいでしょうか

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 他にご意見質問は有りませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第83号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、条件を付して申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 83 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。85 ページからになります。「所有権移転」についてですが、譲渡人は、広島県の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 6 件であります。理由は、3 番は農地売買等事業によるもの、ほかは規模拡大によるもので、地目の内訳は、田が 2 筆 715 ㎡、畑が 5 筆で 7,382 ㎡となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり田が 300,000 円で、畑が 500,000 円から 690,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 2 件、知覧 5 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。87 頁から 100 頁です。利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さんの相続人代表(〇〇〇〇)さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 82 件になります。設定面積は、田が 12 筆で 9,910 ㎡、畑が 128 筆で 159,447 ㎡、合計 140 筆の 169,357 ㎡になります。地域別では、潁娃地域が 48 件、知覧地域が 18 件、川辺地域が 17 件、合計 83 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 4 件、19,258 ㎡となっております。次に、「使用貸借利用権の設定」であります。101 頁 から 104 頁になります。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、鹿児島県地域振興公社 ほか 16 件であります。設定面積は、田が 5 筆 3,259 ㎡、畑が 23 筆 36,905 ㎡、合計 28 筆 40,164 ㎡であります。地域別では、潁娃 14 件、知覧 2 件、川辺 1 件、合計 17 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 14 件、36,500 ㎡となっております。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、貸借利用権設定の番号 58 番については武田 豊子 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、貸借利用権設定の番号 58 番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 84 号の案件の内、所有権移転の 7 件と賃貸借利用権設定の番号 58 番を除く 82 件、使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 84 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、武田 豊子 委員の退室を求めます。

(武田 豊子 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、貸借利用権設定の番号 58 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 84 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。武田 豊子 委員 の入室を許可いたします。
(武田 豊子 委員, 入室)

議 長 武田 豊子 委員に報告いたします。議案第 84 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 85 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まずもって、現地調査委員のご報告を求めます。
穎娃地区分について報告をお願いします。

奥菌委員 それでは、非農地証明願いに係る現地調査の報告をいたします。
1 番の申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、92 m²になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にありますが、詳細は 107 ページ・108 ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は、20 年以上耕作されておらず、雑木も植生し原野化しております。今後も耕作される見込みはなく、非農地とすることに支障はないものと判断しました。

2 番の申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇ほか 77 筆の牧場で、234,122 m²になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇〇〇の跡地です。先日、皆様にも現地を見ていただきましたが、山林原野化した状況です。牧場を廃業した後は利用されておられません。借り手もなく、農地中間管理機構へ貸し出し希望も出しましたが、借入希望者もなかったとのこと。申請地は傾斜がきつく、農地としての利用は見込めない状況であります。今後も耕作の見込みはなく、農地としての利用は極めて困難な状況であり、非農地とすることは、やむを得ないものと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 ただいま、報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定

める農用地区域外」の土地で、原則として20年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる土地」があります。1番2番ともに報告のとおりであります。1番は、農振農用地区域外であり、これまで20年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難と思われます。農地行政上も特に支障が無いものと判断したところであります。2番については、農振農用地区域内農地であります。農政課とは協議済であります。また、県担当課とも協議し、県農村振興課は九州農政局と協議していただいて農政局の見解は、農業委員会が非農地判定するのであれば、やむを得ないとのことで、考え方として傾斜がきついという結果から農業が困難であると云うことで非農地判定すると云うこととあります。現地も見させていただきましたが、一部を除き傾斜地であり、耕作は困難と思われます。これらのことから非農地と判断することはやむを得ないものと判断しました。以上でございます。

議長 只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第85号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第85号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

下之門委員 農業者年金の事で茶の関係ですが補助事業を受ける際に組合員の半数以上が農業者年金の受給者であれば補助事業は受けられないという話を聞きましたが。解りますか。

事務局長 農業委員会では補助事業があまりないため関係課に要綱等を確認してもらい、次の会で回答させていただきたいと思います。

議長 それで宜しいでしょうか

下之門委員 はい

議長他に有りませんか、無いようでございますが、事務局は何かございせんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第12回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 27 番

会議録署名委員 28 番
